

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第15回）議事録

1 日 時 平成19年3月30日（金）10時00分から12時00分

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員、舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、清水誠経済統計課長

4 議 題

(1) 報告書について

(2) その他

5 議事録

竹内座長 それでは、第15回統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催いたします。

本日の議題は、報告書についてであります。いろいろ皆さんから意見もいただきまして、事務局で報告書の案をここに作成していただきました。それについていろいろとご議論をいただきたいと思います。

それでは、その報告書に関して、事務局からご説明をお願いします。

飯島課長 お手元に統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告（案）と、報告書の参考資料一覧をつけております。前回、先生方にご覧いただいて以降、主な修正の箇所につきまして簡単にご説明したいと思います。

まず、「はじめに」の部分で、前回の研究会でのご議論の中身あるいは委員の先生方からいただきましたご意見を踏まえまして、修正をしております。細かい文言の修正も含めて入れておきまして、例えば前回、地方自治体の行財政状況といった表現もありましたが、地方における統計を取り巻く環境という形で直したり、幾つかの修正をしております。

それから、第1章の指定統計調査の民間開放の推進についての部分で、(2)の実査に係る業務の民間開放について、これもひとつの業務効率化方策としての民間開放、ここの記述を前回より少し簡略にしております。公共サービス改革法の制定等について、ここで触れておりましたけれども、このあたりは参考資料としております。

それから、同じセクションの次のです。所管指定統計の実査に係る業務についての検討ですが、ここは一部の記述を詳細化しております。後半の部分、「なお、指定統計は、政策の運営等の基礎情報として特に重要であり」以降のところを少し詳細に記述しております。

それから、前回の資料ではその後にとして、業務効率化に向けた他の方策との関係ということで、幾つか記述をしてございましたけれども、全体の流れの中から少し浮いた記述になっておりました、行政記録の活用といった調査見直しとの関係、こういったものに少し触れておりましたけれども、これにつきましては今回削除する形で案をお出ししております。

それから次の第2章、検討の方向性についての部分で、前回(2)といたしまして、試験調査等による実証的な検討という項目を入れておりましたけれども、これは、次の第3章で試験調査について詳細に記述しておりますので、そちらの方の試験調査等の意義といったところにまとめて記述する形に変更して、前回あった第2章の(2)は今回削除しております。そうすることでその後のところが順次、前回(3)だったところが(2)ということで順次繰り上げております。

それで(3)のの記述ですが、これにつきましては前回の研究会の議論を踏まえまして修正しました。(3)地方公共団体に実査を委託している調査についての考え方のの地方公共団体にとっての意義の部分です。それから(4)業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査、これにつきましては、前回最後のところに母集団情報の提供といったような話を入れておりましたけれども、この辺は最初の第1章の(1)の記述と重複しておりましたので、そこを整理いたしまして一部を第2章の、逆に(1)民間開放において留意すべき事項、こちらの正確性、信頼性の確保と、こちらの方に移動しております。

それから第3章の試験調査等の結果分析、試験調査等による事象的な検証についての部分ですが、前回、事業者の固有名詞をそのまま書いておりましたけれども、これはすべて「県の受託事業者」というような形で個別の名称が出ないような形に変更しております。それから第3章の最後に(参考)ということで、家計消費状況調査の実施状況ということで記述しておりましたけれども、この辺の記述もより正確に事実関係が伝わるように文章の修正を加えております。

それから第4章、国直轄調査の郵送調査の民間開放で、この報告書が研究会の委員の先生方の意見を取りまとめたという性格であるということ踏まえ、科学技術の取り組みの内容、(2)のところに書いておりますけれども、これは統計局としての取り組みを紹介するような形でいろいろ書いておりましたけれども、これは簡素な形にいたしまして、詳細な中身は参考資料の方に回すような形で修正をしております。

それから第5章、地方公共団体に実査を委託している調査の民間開放に係る環境整備ですが、これはまず(1)環境整備として必要な措置で、今後の取り組みに向けて留意すべき点の(2)で試験調査等の調査結果、分析等を踏まえた検討という部分があります。これについて論旨がより明確になるような文章の修正をしております。

それから同じ第5章の(2)民間開放を行う際の基準・条件として考えられる内容ですが、これにつきましてのところですが、文章の流れを考えまして、不履行時の対応についての記述を監督・モニタリングの具体的な方法の前のところに移動しております。

また、同じ民間開放を行う際の基準・条件として考えられる内容の(3)の部分で、論旨がより明確になるように文章の修正をしております。それから(2)の(1)の口成果に応じた誘因のあり方について、これはインセンティブ・ディスインセンティブ等を記述した部分ですが、最近の研究会での議論を踏まえ、両論併記的なトーンとしておりますけれども、このあたりについてさらにご意見があればまたちょうだいできればと思います。

それから最後の第6章ですが、これは前回まだ文章化しておりませんでした、前回の研究会でのご議論などを踏まえ、今回文章化いたしまして案として提示させていただきます。今後に向けてということで、2つ目のパラグラフにありますが、民間開放の実施へ向けには、実証的な検証の実施、民間事業者からの意見募集などを通じ、さらに具体的な検討を進めていくことが求められるということ。次に書いてありますが、各調査の民間開放の実施に当たっては、入札状況や実施結果の検証、受託した民間事業者や官民の統計利用者からの意見聴取等によりこうした取り組みから得られた経験等について検証・評価を行い、今後の改善につなげていくことが重要である。

次のところには、「こういった検討を進めていくに当たっては、有識者による検討の場が必要である。その際は、その調査の企画設計についての識見を有する方、実査の実務を担っている地方公共団体、統計データをさまざまな分野で利活用している官民の利用者の意見や評価も活用していくということも考えられる。特に統計の計画性・信頼性への影響を検証・評価する際には、作成者側の観点のみでの判断ではなく利用者側の意見を聞くことが重要である」とい

うことを記述しております。

最後に、この研究会で検討したような方向に沿って、民間開放が進展していく中で、今後課題となってくるが見込まれる点を幾つか指摘するというので、大きく2つそこに記述しております。第1にということで、1つ目は経験や業務遂行能力のある民間事業者が増加していくことの必要性、これについてある程度のスペースを割いて記述をしております。それから最後のページですが、第2にということで、ここでは統計調査員のあり方と民間開放との関係について、さらに整理が必要であるということで記述をしております。

最後には、今後関係者の努力により統計の正確性・信頼性が確保されながら、統計調査業務の効率性の向上が進むことを期待する。そういうような形で、文章をたたき台といたしまして、今回第6章をつけさせていただきました。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

竹内座長 どうもありがとうございました。

それで皆さんからご意見をお伺いしたいのですが、これは全部長いですから、行ったり来たりするのもまずいかもしれません。最後の方を時間をかけてやりたいと思います。最初に「はじめに」というところ、私の名前が入っているのですけれども、別に私の個人的な意見だけを述べたつもりでもありません。いわばこの報告書の責任がどこにあるかということで、研究会としてあるので、その代表として私の名前が入っていると理解していただきたいと思います。

この文章は、この前とそう変わっていないのですが、何かまだご注意の点ありましたらお願いしたいと思います。

この前、ご意見がありましたところで、地方財政の話は抜かそうということで抜かしてあります。

舟岡委員 大体取り入れられて、よろしいのではないかと思います。

竹内座長 大橋委員、何かありませんか。

大橋委員 いえ、これについてはこれで結構だと思います。

竹内座長 土屋委員、何か。

土屋委員 タイトルに市場化テストというのが入っていますが。

竹内座長 触れていない、ほとんど。

大橋委員 市場化テストって、この後は全く話に上げられていなくて、すべて民間開放の話しか出てきていないんです。

竹内座長 それはですね、多分市場化テストというのはもう次の段階だと思うのですが、閣

議決定でも別に市場化テストまではいっていませんでしたね。

大橋委員 市場化テストという用語は使っていないんですね、法律でも。

土屋委員 少なくともこの中では、市場化テストは話題にしないで民間開放に限定するとか何か記載した方がいいのかなという気もしないでもない。

竹内座長 おっしゃることはわかりますが、市場化テストは本気にやるのが非常に大変なわけですよ。市場化テストを本当にやったら、例えば国勢調査でも統計局と民間とが競り合って、もし民間の方が勝ったら統計局解散ということになるぐらいのことですからね。だけど、そこまではいかないということが前提で議論しているわけですけども、そこまではいかないということを示してしまうのも、かえってまずいのかなという気もするので、黙っているということになっているのですが、やはり民間開放の方が第一段階じゃないですかね。

つまり、市場化テストというのは多分第二段階で、多分第三段階は本当の市場化、民営化ということになると思います。市場化テストの結果、市場化の方がいい、企業の方がいいとなったら、もう民営化して統計局もやめて、全部統計会社にやってもらって、国が必要ならそこからデータを買うということになるということになるはずですよ。だから民間開放が第一段階だと思いますね。

だけど、その段階でこれは問わなくていいのでしょうか。

川崎局長 これがスタートした時点で、幅広く民間開放・市場化テストというタイトルで検討を始めたのだらうと思いますので、土屋委員のおっしゃった視点は理解できるのですが、これもまた竹内座長がおっしゃったように、やはり現実に統計が今適用するのは何かということだと、民間開放という手法が中心になっていると思います。

そこで政府全体としては、通称「市場化テスト」を推進するということでもあるので、ここで市場化テストを全然最初から視野に入れていませんということ余り言い過ぎるのも、やはりそのバランスが少しよくないのかなという気もします。したがって、否定もせず肯定もしないといえますか、それぐらいのところちょうどいいのではないかという気がします。そういう意味では、タイトルでは入っているけれども、本文では触れていないということについて、あえて除外したというまでということもないのではないかなと私は思います。

舟岡委員 個人企業向けの経済調査の試験調査が、それに近いミニチュア版だと言えないことはないですね。

竹内座長 いえいえ、市場化テストというのは全然違うのですよね。

舟岡委員 いや、その結果を評価することができるわけです。今回もそれをやっています。

一応官でもやっけていて官民競争の形をとっています。

竹内座長 ああ、そういう意味で官と民との比較をね。

舟岡委員 比較ができるということなのです。直接やっているわけではありませんが。

竹内座長 しかし、それだったらやはりコストの比較とか全部やらなければいけないですからね。市場化テストのような意味で比較するのであれば。だから、私もこれは触れない方が無難ではないかという意味から考えて、触れない、無難というのは逃げていいる変な言い方だけでも。つまり、触れるとやはり市場化テストというようなところまで踏み出すためには、まだもっと民間開放の段階で解決すべき課題がたくさんあるというようなことを書かなければいけないので、それはことさら民間開放・市場化テストに関して後ろ向きな姿勢を強調するというようにとられても困るので、書かないところかなということですけども。

田口課長 この研究会ができた後、法律ができて、そこで市場化テストという文言が法律用語としてなじまないというようなこともあってだろうと思われるのですが、官民競争入札という用語に置き換えられているんですね。その際、多分概念整理が行われたのだろうと思いますが、この研究会のとき、民間開放というのが若干あいまいな、何かいろいろ含むような言い方であったのですが、今、法律上では民間開放というのは、その官民競争入札を含む概念として法律では成立させているという流れで来ております。

竹内座長 市場化テストという概念も民間開放とする概念も、そもそも初め少々ぼやけていたので、今の民間開放という言葉には一部その市場化を含んでいると思うのですが、市場化テストというのを厳密に解釈すると、これは官と民が完全にイコール・フィッティングで競争をするということなんですよ。競争入札に参加するということであって、その結果、官の方が悪ければ、官はやめるという話になるのですけれども、そこまでは、今の法律にはまだ余り書いていないのだと思いますよ。

土屋委員 今の民間開放の一部として、市場化テストも含まれているということであれば。

竹内座長 市場化テストの一部は含まれているということですよ、全部ではないと。

土屋委員 完全に民間開放・市場化テストが完全に分かれているということではないということであればいいです。

竹内座長 分かれて、重なっていて、重なっている部分まではこちらでも議論しているけれども、重なっていない本当の市場化テスト、つまり役所をつぶすかどうかという、役所と民間を本当にぶつけてつぶすかどうかという話まではやらないということは、今の閣議決定でもそこまで踏み込んでいないですから、それでいいのではないのでしょうか。

大橋委員 私の理解は、土屋委員がおっしゃるように、市場化テストというのは民間開放の方策の1つであると。だから民間開放の方が広い概念ですよ。

竹内座長 そうですね。大橋委員おっしゃるとおり、その抽象概念としては民間開放の方が広いわけです。ということで、その市場化テストに関することを触れないでおくという方が、この研究会の議論としては無難ではないかと思うのですが、どうですかね、土屋委員。

土屋委員 私は民間開放と市場化テストは完全に別もので2つあるものだという認識だったので、今のようなお話であればいいです。

舟岡委員 今、読んで気づいたのですが、括弧つきのものというのは強調するための括弧ですか。それとも、いわゆる括弧つきという意味の括弧でしょうか。

竹内座長 いわゆるというのは、例えば基本理念とかというのは統計法に書いてあるような言葉を使ってある。つまり社会の情報に括弧をつけてあるのは、統計法の中に入っている言葉を使っているからです。

舟岡委員 使ってあるからそういうことですか。

竹内座長 そのつもりです。ただし、国会で法律が変わって法案が修正されて落ちてしまうと、また話が別だけれども。まあ、大丈夫でしょう。

例えば、基幹統計調査というようなものも、括弧をつけてあるのはそういう意味です。

川崎局長 あと公的統計もそうですね。

舟岡委員 つまらないことですが、1ページ目の公的統計に括弧がついていなくて、2枚目についています。

竹内座長 一番上の方、先の方にもこの括弧をつけておくべきですね。最初の方につけて後の方についてないのはいいけれども、逆はおかしかったですね。

舟岡委員 そうですか。では全部、公的統計にはつけると。

竹内座長 そうしましょう。どうも失礼しました。

こういう言葉に括弧をつける必要があると思うのは、ここの中で勝手に使っているとすれば、それはその言葉を定義しなければいけないし、そういうことをここでやる余地はありませんから。

よろしければ、そのところはその辺で。まだ、てにをは程度のご指摘がありましたら言っていただいて結構です。続いて、章ごとに何かご意見があったら伺いたいと思います。

まず「1 指定統計調査の民間開放の推進について」というところについてはいかがでしょうか。何かありますか。いろいろ皆さんのご意見を踏まえて、ご意見を取り入れていただいて

きているとは思いますが。

ここでとにかく最初は一般的なことが書いてあるのですけれども、ここから要するに統計局主管の指定統計調査について、民間開放を具体的にどうするかという話をしているのであります、ということで、国勢調査などについてはもっと問題があるから、ここでは立ち入ってはいかないということも入っているはずですね。

よろしいでしょうか。よろしければ、次の2章にいけますが。検討の方向性についてということで、何を検討したかということですね。

後でお気づきのことがあったら、また言っていただくこととして。

土屋委員 6ページの(1)の 箇条書きですけれども、この箇条書きの下の方は、例えばこういう高い精度を保つことが求められているから、民間開放したときにも、そのあたりは気をつけなければいけないということはわかるのですが、上の方の例えば「申告義務が課せられていることに留意すること」というこれは一体、だから何が言いたいのかというところが、よくわからなかったのですが。

竹内座長 これは多分、もう一つ踏み込んで書いていないのは、ある意味でわざわざ書いていないかもしれないと思うのですが、実際は申告義務が課せられているものについて民間開放した場合に、民間の調査員が行って拒否したときに、それをそこでどういう資格でそれに対して「あなたには義務があるから、回答をしなければいけません」ということを言うことができるのかというのは、少し厄介な問題だと思うのですね、本当は。そうでしょう。

飯島課長 おっしゃるとおりです。

竹内座長 ですから、その辺はこういうことを注意してくださいというのは、注意してどうするのかということまで書いていないのは、問題がありますということだけ、ここに書いたけなのだと思います。

土屋委員 今、その説明があるとわかるのですが、なくてこれだけ読むと理解に苦しみます。

竹内座長 いや、説明をつけてしまうと、今度はそこをどうしたらいいのでしょうかということまで言わなきゃならなくなると、これは厄介ですよ。

これはこの間、これとは違いますが、別のことで民間開放の結果、面倒くさいことが起きている例がテレビに出て、それは刑務所を民間委託にしたことがあって、そのときに脱走した人が、だれかが脱走したときにこれを追いかけて行って追い詰めることはできるけど、逮捕はできないというのですね、民間の警備員では。そこでその周りを囲んでおいて警官を呼んで捕まえてもらわなければいけないという話が出て、何かややこしい話だなということになる。そ

ういうやこしいことの話が出た後、これは非常に面倒くさいこと、余り状態をそうしたくないけれども、例えば断固拒否する人がいたときには、調査員が警官を呼んで「この人は統計法違反だ」と言って告発して逮捕してもらうなりしてもらわなければいけないことになると思うのですけれども、そのようなことはここに書かない方がいいですから。

ただ、そこに関しては面倒くさいことが生ずる可能性があるということを暗示しているのですよね。その辺は書いてもいいですけれども難しいですね。

土屋委員 例えば、この3番目の全数調査によるという、これはまたどういう問題が出てくるのでしょうか。

竹内座長 母集団フレームの提供が何を意味するか、つまりその民間開放の中で母集団フレームを提供しなければならないとなったときに、それが何を意味するかということについて、問題が1つあると思います。

それと同時にその結果が今度は他の調査機関の基盤になっているということがあって、2つの面があると思います。他の調査の基盤になっているので、要するにその調査そのものの結果だけを出せばいいということではなくて、その母集団フレームとしての正確性なり、そのコンプライアンスを全部カバーしていることが重要であると。だから、その辺も注意して民間開放しなければいけないという意味だと思うのですね。

事務局 ここは前回から変えているところなので若干補足させていただきますが。

正確性・信頼性の確保のところでは俯瞰して書いているものですから、2ポツのところでは標本調査については100%近い回収率ということで、その精度に絡んだことに触れているのですが、全数調査について、ある意味回収率という概念がやや馴染まないものですから、全数調査については正確性とか精度という意味で、どういうところを留意しなければいけないのかということで、ある意味、全部を集めるというのは、母集団フレームとして使うということの意味もあるので非常に重要であるというような気持ちで書いたものです。

竹内座長 いや、その気持ちはわかりますけれどもね。もう少し、その気持ちの内容をここで書かないとわかりにくいかなということですよ。

大橋委員 私はこの3ポツについては、国勢調査というのは経済センサスというのが、他の統計調査の基盤になっている非常に重要な統計調査なので、民間開放に当たっては他の統計調査以上に留意してくださいという意味が含まれているのだらうと思っていたのですよ。

竹内座長 いえ、ですからその点で他の統計調査の基盤となっていることに留意し、特にその正確性というか、その完全性に注意することということで。

舟岡委員 母集団フレームを完備することの必要性が求められていることということですか。完備でしょう。

竹内座長 そう、完備です。

舟岡委員 そういう表現の方がわかりやすいかもしれませんね。

竹内座長 他の統計調査の基盤になっているので、その完備性というのかな、何かそういうことが必要だと。つくるものの基になっているから。何か一言、基盤になっているので云々というのは、もう少しつけていっていただければいいですね。

それから、6ページの最後のところ、受託事業者の中で、「調査票情報等について、受託事業者が受託事業以外の目的で用いないようにするための措置も必要となる」と最後に書いてある。その表現は少し弱いのではないかなという気がしているのは、最初のところに少し私が書いていたのは、情報そのものは国のものだから私有してはいかんということを厳密に言うべきだということを考えて、この場合は「ほかのことに使ってはいけない」というように弱くなっていると、受託事業者がその情報を自分で使ってはいけない、自分の家に持って行ってはいけないという、調査終了後、受託事業者がその情報を持っていないようにすべきだというような表現の方がいいと思います。

つまり、単に個票の秘密保護の問題とは違うわけで、私は別項目に立ててもいいと思っていただけですけども、別項目に立てない場合にでも、国民・企業等の機密、情報そのものはやはり業者のものではないということをはっきりさせた方がいいと思うのですよ。

脱線になりますけれども、いろいろな信用調査会社がありますよね。信用調査会社が、この企業の信用調査をしてくれと第三者に頼まれて調査して、その結果得た情報は、信用調査会社が、報告を出した後で、持っていていいんですかね。

川崎局長 それはもちろん、いけないですよ。

竹内座長 やはりいけないですよ。だからそれと同じことで、統計調査をした後で一応その調査票等を出したら、情報は持っていてはいけないわけでしょう。だから、そのことをきちんと書いておいた方がいいのではないですかね。

川崎局長 そうすると、イメージとしては「はじめに」の1ページ目の3のところに書かれているような表現を取り込むということですね。

竹内座長 そういう調査の中で得られた情報は、調査対象にも一切流用してはならないし、事業の終了後は、その情報はすべて国に納入し、残ったものは破棄すること。残ったものは破棄することと書く必要はあるか、問題だけれども。

川崎局長 では、そのようなイメージのものをここに。

竹内座長 つくって入れておいていただいた方がいいと思います。というのは、今後その危険は若干あると思うのですよね。その統計調査の受託に名を借りて何か情報を集めて、それを別に個別情報は漏らさなくても、何らかの形で使おうという危険性は無きにしもあらずだから、やはりきちんと明示しておいた方がいいと思います。

何かほかにご意見ありませんか。

土屋委員 細かい点ですけども、先ほどの箇条書きの2つ目は、「ほとんどの」とあるのですが、100%近い回収率でよい調査というのではないと思います。

竹内座長 この表現はそうですね。確かに標本調査、100%回収ないと標本調査の基礎が崩れますが、ただ何というのですかね、代替標本をとらざるを得ないところがよくあって、これは代替標本をとることは認められているわけですよね。その代替標本を含めて100%近い収集と考えればいいのでしょうか。だから、これは「ほとんどの標本調査で」というように書くのがいいのか、「標本調査ではほとんど100%」をつけてほとんどを後ろに回す方がいいのか、どちらですかねという気はしますね。

土屋委員 一応、基本とされていることとあるので、「原則は100%」ということ。

竹内座長 そうですね、基本ということはありますね。では、これは「ほとんど」を取った方がいいですね。これだと本当に100%なくてもいいことが建前になっている標本調査があるみたいです。

土屋委員 それから3番目の経済センサスは「基盤となっていること」とありますが、「基盤となること」の方が適切かと思います。

竹内座長 経済センサスはこれから始まりますから、文法的にはそうでしょう。

何かほかにごいませんか。もしなければ、その次の3にいけますが、試験調査等による結果による実証的な検証についてという章です。

今までの段階では、これはやむを得ないのですが、やはりあるところで試験調査、この前の個人企業については試験調査をやって、全範囲について試験調査をやったわけですが、それは国の調査と試験調査、ある意味で先ほど舟岡委員がおっしゃった市場化テストではないけれども、競争的な結果が出ているわけですからね、やっているわけですから、これは今まで形式的な回収比とか何とかだけですけれども、統計数字そのものにどんな差が出たのか、出ないのかということも確認はしていただきたいですね。この報告には間に合わないかもしれないけれども、以前からその点は気になっているので、回収率が少しでも差があると、一体数字はどう変

わるのだらうということがあります。

舟岡委員、どうですかね、数字は変わると思いますか。

竹内座長 ええ。

舟岡委員 試験調査の標本が少ないですからね。

竹内座長 だけれども、全国の方はそう少くないでしょう。

舟岡委員 全国で4,000ですか。

竹内座長 ええ。だからそれと国の調査はダブってやっていますからね。あれは、よく比較した上でどちらも同じ程度質がいいのであれば、両方コンバインした方が成果が上がりますよね。

舟岡委員 ええ。むしろ結果よりも代替標本をどう選定しているかということが重要なのかなと思います。

竹内座長 それもそういうことも皆そうです。代替標本をまともにとっているかどうかということによって、やはり結果に影響することがあり得るわけで、どれほど結果に影響するかということだと思ふのです。

舟岡委員 最初に言いたいのは分布の情報が適切であるかどうかということです。といいますのも、商工会議所を通して客体を選定したとか、調査員を選んで、ということは代替標本をどうしても商工会議所経由で選びがちになりますね。ルールは何か定めているのですか。

飯島課長 あらかじめリストは用意しておりますので、だめな場合にはこういう順番でということですよ。

舟岡委員 順番でとなっている。そうすると、選定されやすいところが残る。その結果、分布に偏りが生じる。

竹内座長 だから、その与える分布をね、結果からも集計値の平均だけではなくて、いろいろな分布というか、標本の特性の分布とか、そういうのを少し比較する必要があると思います。

舟岡委員 ええ。

竹内座長 また、そういう結果の方の比較も入れた方がいいと思いますね。ここに今入らなくてもいいですけども。

最後に、家計消費状況調査に関する問題でいうと、これは今ここに直接関係ないかもしれないけれども、これで問題なのは、実はメイキングをやったことは0.2%だとすれば、これは結果にはごくわずかししか影響しないはずですが、それが起こったことによって、その上にその切りかえをやった後に回収率がガタンと落ちた方が、より重大な影響が実際にはあると思います

ね。

だから、そういう1点つまづく大変なことになるということの、いい例というか悪い例と
いうか、そういうことではないでしょうか。つまり、2万7,000世帯のうちの52世帯について
メイキングをやったとしても、多分全体の統計の数字としての信頼性を損なうことはなかった
と思いますが、今度いろいろ問題があった等で、回収率が大幅下がってしまいました。その大
分下がってしまったことの影響の方が大きいだろうと思っていますので、これも実際にデータ
が結果にどの程度影響したかは、ここは別にこの問題を特に論ずる場所ではないから、そのよ
うなことは言わなくていいですけども、そういうことも起こるので、一度つまづきが起こる
と非常に大変ですということのいい例だと、いい例と悪い例ですね。

舟岡委員 費用と回収率は密接にかかわっているということは触れていますかね。

大橋委員 17ページに少し書いてあります。17ページの3、結果精度確保のためのコスト。

舟岡委員 コストですか。

大橋委員 コストの2番目のパラグラフ。

竹内座長 ここには広島ということがまだ入っていますね。

川崎局長 市ということで書いてあるので、企業名は出ていません。

竹内座長 なるほど、それはいいわけですね。

大橋委員 よろしいですか。私はこの部分、もう少し強調しておいて、つまりいい表現を思
いつかないけれども、民間開放に当たって事業者が必要とするコストに対する適正な予算措置
というか、予算措置と書くとまた問題になると思いますけれども、何かそういう表現をこの17
ページの(3)の最後、「重要性を示唆している。したがって」云々、というように何かつな
げたらいいのではないかなと思うのですが。

竹内座長 そうですね。大橋委員のおっしゃったご指摘は、大変結構なことだと、重要なこ
とだと思いますね。つまり、コスト面の効率化のみを追求すべきではなくということ、何かコス
トをなるべく下げてやった方がいい、つまり低い価格を入れた方を重視するという危険性があ
るということは1つあります。

もう1つ前に、例えば事前に、予定価格そのものを余り低く抑えたりするとろくなことにな
らないからということで、そういう意味では予算面については十分考慮すべきだという表現を
どうようにしたらいいのか、大橋委員のおっしゃるように難しいと思いますけれども、や
はりそういうコストがたくさんかかるということを考慮して、計画をつくるべきであるという
ようにした方がいいですね。

予定価格以下の応札ではなかったので、もう少し引き上げますというようなことが民間なら
できるかもしれないけれども、国ではできないから、そうなる何となく無理やり頼み込んで
ということになりかねません。これは非常に危ないですね。

舟岡委員 (1)の意義のところの第1パラグラフには、正確性・信頼性の確保について
云々のところで書いてありますが、そこに対応して丸ポツで書いていないですよ。今回、複数
の民間事業者に委託したわけですから、民間事業者ごとに正確性・信頼性、回収率とか記入状
況が違ったときに、それがどのような点に起因するのかとか、何かそういうことを明らかにす
ることも今回の検証目的ですね。

竹内座長 ええ。

舟岡委員 それは触れておいた方が良いのかなと思います。後ろの方とも合わせるならば。

竹内座長 安く出したところは質も悪かったというようなことをですね。

舟岡委員 そうということですね。

竹内座長 明確にね。ここのところは、文章をもう少しはっきり表現した方がよいというこ
とですかね。

川崎局長 そうですね。では、工夫してみたいと思います。

竹内座長 それでは、最後のところをもう少しやりたいのですが。

その次の4は、国直轄の郵送調査の民間開放、これは科学技術研究調査のことでありますが、
これについては短い節でそれほどのことはないのでしょうか。

では、5にいけますが、地方公共団体に実査を委託している場合の、要するにこれは地方公
共団体との関係ということでありませうけれども、ここについてはいかがでしょうか。

大橋委員 ささいなことですけれども、21ページの今後の取り組みに向けて留意すべき
点の1)地方公共団体との十分な意見交換「及び支援」と。地方公共団体と単なる意見交換で
はなく、支援が必要だろうと思うのですね。だから、ここに意見交換と並んで「支援」とい
う言葉を置いてほしいと思います。

竹内座長 それは私も同感ですが、支援というと何か国の方が一方的に助けるみたいだから、
「協力」という言葉の方がいいのではないかという気も少ししますが。国際関係でも援助と言
わずに協力と言っています。

大橋委員 支援というと強制性はないという。

竹内座長 強制はないのですが、ただ、国の方が助けてやるみたいになるのですね。

川崎局長 私は個人的には支援でも抵抗は感じませんので、関係の方の感触も当たってから

決めてもいいのかと思います。むしろ、事実として支援が必要なことは全くそのとおりだと思いますし、我々もそのつもりでやってきていますので、そういう方向で進めたいと思います。

竹内座長 言葉はともかく、内容的に入れていただいて。

やはり、地方公共団体としては、いろいろなことをやることについて経験等が足りないところもありますから、大いにサポートしないといけないということだと思います。

民間開放を行う基準・条件というところですね。これはどのように表現したらいいのかよくわかりませんが、能力以外にも、やはりある意味で業者の信用というのがある気がするのですね。そのことをどうにか表現できませんかね。

つまり、能力があっても、たちの悪い能力がある業者というのは世の中にあるから。一定の適切な、ある程度そういう信頼できる業者が当然あるわけですから、そのことをどこかにうまく表現できませんか。入札参加資格では多分できないので、業務遂行能力に対するの評価というところで、これまでの経験等に則って信用があるかどうかということも、企業としての信頼性ということも、やはりあった方がいいのではないかと思いますけれども。

私が決める立場だったら、信用のない企業ではとても恐ろしくてやれないという気はします。

川崎局長 個人的な意見ですが、私も全くそういう気持ちはあるのですが、信用というのはなかなか評価しづらいです。なかなか評価で客観的にはかりきれない部分があるというのが、書くところの難しさかなという気がします。ですから、ぎりぎり「実績」とかということなのかなという気がします。ただ、余り実績を言い過ぎると新規参入ができなくなるということもあるんで、実績のこともそれほど強調していないかと思いますが、おっしゃるとおり、書いた方がいいかとは思いますが非常に書きにくいところかなと。

竹内座長 評価するときに何点というのは難しいですね。

つまり、口のところに事業者の業務遂行能力を適正に評価する上では、調査スタッフ及び指導者の能力云々とありますよね。これはこれでいいのですが、やはり業者全体としての企業としてのそういう過去の実績等にかんがみても、一種の仕事に対する信頼性というようなことがあり得ると思うのですね。

つまり、その特定の人、誰が何をやっているというほかに、やはりあの会社ならきちんとするだろうと、もし何か問題が起こればそれなりに対応できるだろうと、そういうような信頼性というのがあると思うのです。ですから、何かそれを表現できませんかね。

大橋委員 思いつきですけども、座長がおっしゃった意味をこの表現に加えるとすると、口で「また」の後に適正なという言葉を入れて「適正な事業者の業務遂行能力を」、「適切

に」を落として「評価する」と。信用というものを「適正」に意味を込めるといことはいかがでしょうか。

竹内座長 そうですね。

大橋委員 つまり、業務遂行能力はあるけれども、どうも何というか、胡散臭いというような業者は排除したいという主旨が、おっしゃった意味ですね。「適正な事業者」にその意味を込めるとというのが、私の思いつきですけども。

川崎局長 今の大橋委員のサジェスションをベースに、もう少しどういう工夫があるか、検討させていただきたいと思います。

竹内座長 そうしましたら、5のところまだありますか。実は最後の6のところは、具体的な提案をもう少しいただいてもいいと思っておりますので。

舟岡委員 4の(3)の20ページに戻っていただいて、今後検討すべき事項について、郵送調査の民間開放において気をつけるべきことで、なりすましの調査をどう排除するかについて、何か明示をしておく必要はありませんか。

竹内座長 調査対象の方ですか。

舟岡委員 ではなくて、調査会社です。要するに国の調査を騙って、それで勝手な情報収集のための調査を行うことについて、何らかの排除が必要ではないかと。

竹内座長 それは特定な調査と関わるわけではないでしょう。

舟岡委員 郵送調査の場合、起きやすいということはありませんか。

竹内座長 その郵送調査は、科学技術研究調査ということを騙ってということですか。

舟岡委員 科学技術研究調査を騙る場合もあるでしょうし、それ以外で騙る場合もあるでしょうけれども。

竹内座長 一般的には、騙る場合というのはいろいろあり得るわけですよ。そうすると、今後郵送による調査、民間会社委託の調査が一般化することがあり得るといことが一般に知られると、それに悪乗りして。

舟岡委員 ということです。

竹内座長 やる者が出てこないとも限らないという。

舟岡委員 だからどうでしょうかね。経済産業省が実施しているような調査で、委託業者の名前を一切表に出していませんね。郵送調査であればそういうやり方もあるのではないかと思います。

竹内座長 民間会社がやっていますということを敢えて言わないで。

舟岡委員 家計消費状況調査の場合は、総務省統計局の委託を受けて、どこそこがやっていると書いてありますね。それを郵送の場合、書く必要があるのかどうか。これは包括的民間開放とも絡むのだろうと思うのですが、国の行う郵送調査のかなりの部分を民間にアウトソーシングするというようにしておいた方が良いのでは。

竹内座長 郵送調査の場合、郵送バックのあて先はどうなっているのですか。

舟岡委員 それは総務省で良いでしょう。

竹内座長 すべて総務省でいいならば、別にそう書かなくても済むわけですよ。これを配っているのは民間がやっていますと言っても。だけれども、そのいろいろなコールセンターへの問い合わせとか、そういうところも、みんな国の組織の一部だということにするわけですか。

舟岡委員 今までも国勢調査において神奈川の方でコールセンターを民間に委託して独自に設置していたケースがありますね。

竹内座長 あの場合、民間とは称していないわけでしょう、そのコールセンターは。

舟岡委員 そこは、どうなのでしょう。

川崎局長 恐らくコールセンターが受けたところで、「何々コールセンターです」と言っただけではなくて、そこは「国勢調査のヘルプラインです」とか何かそういう答え方をするのでしょね。

竹内座長 この前も全部、完全にこの問い合わせに対しても国の組織の一部であるかのようには答えるということですか。

舟岡委員 「国のこの調査についてお問い合わせに答える業務を行っております」ということではないのですかね。今後、郵送調査は増えていくと思うのですが、民間が受けたということになると、「ああ、国の重要な調査でも民間が受けているのだ」ということになって、そのときに騙り調査が出てくる可能性があって、そのことで将来、民に委託して有効な結果が出て、なかなかいい回答が期待できないとか、いろいろな疑念が持たれるとかということになって、望ましくない方向に展開することを気にするわけですね。

川崎局長 今のはハッとすること指摘であり、これまでの議論に余り出ていなかったポイントではないかと思います。私は直感的には確かに重要なポイントかなと思いますので、もし先生方のご議論の中でそこを何か書いた方がいいうのであれば、書いてみる工夫はしてもいいのかなという気がします。まだアイデアが練れていないので難しいなと感じるところです。

私自身は、その問題について非常に気になっていたことがあります。数か月前にこんなニュースが確か流れていたんですが、国税庁が税金還付のために郵便を送って、この番号でキャッ

シュマシーンを操作していただければ税金が還付されますといいながら、実は振り込め詐欺だったということがあってですね。

竹内座長 そうですね、そういう話がありました。

川崎局長 あれは、国税庁何々課とか、ない名前を騙って非常に公的な文書らしいものを送りつけたという犯罪ですね。

確かに舟岡委員、おっしゃるように科学技術研究開発調査とか、総務省統計局と騙ったら完全にこれは犯罪になることはなります。そういうときにどういう防備の仕方をするのかというのは大変難しい問題です。「 省の統計を 株式会社が受託しております。返送先は株式会社へ」といったときに、これが本当に国の調査かどうかと言い出すと、ものすごく難しい問題が起こりまして、何を信用していいかわからないような状況が起こります。

確かに今同じことがインターネットの調査でも言える、いわゆるフィッシングですね。そういうことがあるので、これから先は何が信用できるかわからないという前提で考えざるを得ない怖さを我々も感じておりますが、幸か不幸か、統計局の郵送調査は科学技術研究調査1本だけですので、余りその点は、先ほど今回のスキームでは、その統計局の返送先になっていきますので問題はありません。しかし、民間を返送先にする場合には、確かにかなり悩むべきポイントかもしれないという気はします。

竹内座長 特にそこに審査事務も民間開放の対象業務として扱うとなると、審査事務をやるようになったら民間のところに戻す方が早いですよね。それが統計局に返ってきて、もう一遍民間にやらせてもいいけれども、やはり1つの手段、テーマとして今舟岡委員がおっしゃったこと、つまりその郵政調査による民間開放の場合に、それを騙ってやるが生じてくることの危険をどうやって防ぐかというような話を、やはり入れておいていただいた方がいいかもしれませんね。

川崎局長 入れる工夫はしてみたいと思います。

竹内座長 統計調査を騙っての何かの理由は、もちろんそれ以外というのがあり得るわけですが、すけれどもね。プライベートに票を集めると、それは一般的な犯罪でしょうけれども、特に郵送の場合は、郵送が一般化するとそういう危険性は高くなりますから。

それではよろしいでしょうか。6の方にいって、今後に向けてということですが、ここは皆様のご意見をいただいて、一応まとめていただいたわけですが、すけれども、まだもう少し練習してもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

文章が少し明解でない気もするのですが、要するに、最初の方に書いてあるのは、今後も民

間開放の経験というか、状況を検討して、いろいろそれについてのあり方を考えていくための何かきちんとした組織が必要だということがここに書いてあるんだと思いますが、これはこの表現でよろしいでしょうか。わかりますかというのも変ですけども。

つまり、これは表現の仕方に問題があると思いますけれども、もう少しはっきり言えば、つまりこれまで検討したけれども、いろいろと試験調査などの結果などを見て、やはりいろいろまだ問題点はあるから、やはりそのままでは無条件に進めるわけにはいかない、あるいはどうぞ進めてくださいと放り出すわけにはいかないと。もう少しその状況をきちんとチェックしながら、今後は進める必要があるということが主旨だと思うのですね。

ただ、留意点等云々と書いてありますけれども、ある意味では、ここでの検討で検討は終わりではないのです、ということをはっきり書いた方が、終わりとは言えないですということをはっきり書いた方がいいのではないかと私は思うのですけれども。

この文章はその主旨だとは思いますが、もう少し明確にしてもいいのではないですか。どうですか。つまり、今後もまたそういう研究を続けるための、これとは違った組織でしょうけれども、そういうことはつくれますか。

川崎局長 私どもとしましては、まだまだ検討すべき課題がこの研究会を通じて出てきておりますので、ぜひまた来年度も何らかの形で研究会を続けさせていただきたいと思っております。

また、先生方に大変ご負担の多い研究会、これまでお願いしておりましたけれども、もしできましたら、先生方に引き続きお願いできたらというように思っております。

竹内座長 私どもがお引き受けするかどうか、またそれは別の問題としても、ですからそのところ明確に書いてもいいのではないですか。

川崎局長 そうですね、その点は、書き方はまた工夫してみたいと思いますが。

竹内座長 それは何か我々の義務を全部果たさなかったということの表現みたいになってしまっただけかもしれないけれども、やはりいろいろ状況を調べてみた結果、とてもまだ結論を全部最終的に出すところまでは至っていないということ、書いておいた方がいいのではないかと気がします。

それから、もう一つ難しいことは、1番のところでは経験や業務を積んだ民間事業者が増加していくことの必要性ということで、それが必要なことは確かですけども、そういう意味で何らかの形で育成するという、育成ということはまずいので、それはちょっと書けないということがあったのですが、それについてどういう、つまり民間業者はこういうようになった方

がいいということですが、そのためにその国の統計の正確性・信頼性の認識を共有するというか、いろいろ情報提供を積極的に図っていくと、それはいいのですけれども、それ以外、それ以上に何らかの方策というのはあり得るのですかね。個々は総務省、あるいはいわんや統計局は、かつての通産省ではないから、補助金を出して育成するというわけにはいかないの。

ですけれども、何かその別途また伺いますけれども、民間調査機関の関連団体という言葉がそこにありますけれども、適切な関連、いわゆる業会というのはあるのですかね。これに対応する。

川崎局長 2つ、マーケティングリサーチ協会というのとそれから世論調査協会でしたか、その2つぐらいはあるようです。それが大手のようです。

竹内座長 ただ、それはこういう調査に対応するには、必ずしもちょうどぴったり提供しているわけでもないような気がするのですね。どうですか、統計調査協会とか何かできるのかなという気がするのですが。

川崎局長 多分、たしか過去のヒヤリングの中で、どこも規模的には国の統計調査の規模まで応じきれないということで、やるとしたら、例えばコンソーシアムを組むのかとかそういう議論なのかなと思いますけれども、それに対して国が何かやるとしても情報提供をできるだけ密にしていくというところが限界なのかなというふうに思いますが。

あるいは、新たな業界をつくるとかいうのをこちらが音頭を取ると、これはまた上に誤解されますから、とてもそれはできた関係にはないと思いますので、これは悩ましい。

大橋委員 そういう調査業界というか、調査会社の団体というのが、例えば自分たちの業界についての税制改正をしてくださいというときに、その申し出先として受け皿をどこがやっているわけですか。経済産業省が今やっていますか。税制改正、当然ありますからね。

飯島課長 今、名前が出た2つの団体は、それぞれ内閣府と経産省が所管している団体ということで聞いていますけれども。

竹内座長 違うのですか、片方が。

飯島課長 世論調査の方は内閣府で、マーケティングリサーチの方は経産省。

竹内座長 マーケティングの方は、そうすると元の通産、経産省でしょうね。

いや、つまりこれは本当に局長がおっしゃったように、それを国が音頭を取ってつくって、総務省の統計局の役員がその理事長に天下るといようなことは、今の状況だとそれはできないですから。ですけれども、本当はないと困るのですけれどもね。

舟岡委員 ここで書くことが許されるのか適当かわかりませんが、本来、国の統計というの

は1つですね。現在、分散型でそれぞれの府省が所管していますが、それぞれの府省が別個の基準を設けたり、求める精度がそれぞれの基幹統計間で違うということになりますと、民間業者も困りますし、統計全体の質が劣化していきます。そこについて何か触れることは許されるのでしょうか。

竹内座長 つまりそれもこの中でどう書くかは別として、内容的だけ言ってしまえば、結局、国と民間業者が交渉する場というのは、何らかの形でやはりあると思うのですね。基準とかいろいろなことについて。それはやはり交渉する窓口が、国の側も業界の側も1本でないと困るのでということだと思うのですよね。

舟岡委員 そうですね。

竹内座長 その場合、今度、統計委員会がきちんと今度できれば、そこは統計委員会がかなり積極的にそれをまとめる窓口になり得ると思うのです。今ならば、統計基準の側の統括官がもしれないけれども。その場合、民間側も窓口が一箇所でないで困ると思うのですね。あるいは、民間の業者としても申し入れをする場合に、そういう官と民との間の協力あるいは情報交換というような場が、きちっとした窓口ができていることが必要だということは、書いてもいいような気もするのです。そのくらいのことは書けませんか。一本化ということも言わずに。

川崎局長 そうですね。

竹内座長 やはりある程度、そういう恒常的な連絡の場がないと、こういう民間開放と言っても国の仕事をしてもらうためには、やはりふだん国の方の希望も必要だし、向こう側の要望も特定のプロジェクトを受ける、受けないとは別に、やはり絶えず聞いているような情報交換の場がなければだめだと思うのです。

川崎局長 私の感想を申し上げますと、1つは民間がどのような形で団体を形成するか、あるいは全然形成しないかというのは、民間の自由意志だと思うのです。だから、これを進めるためには民間は何らかの団体化してやってくださいと言われてたら、例えば、じゃあマーケティングリサーチ協会と世論調査協会が、どっちが主導権、くつつくかとか、そう言われても向こうも困るのだらうと思うので、民間の団体のあり方について官の側から注文をつけるというのは極めて難しいというように、私は感じます。

国の側で発注者として、ばらばらで基準を設けてはいけないというのは、これは言えることだと思いますので、精神としてはそれで、私はいいと思うのですが、ただ実はこの研究会自体が、統計局に関するものですから、そこをどの程度まで言えるか、そこら辺は対外関係もありますので、その感触も見ながら書ける範囲をどう書くかというのは、ちょっと表現上も含め

て工夫しなければいけないところは出てくると思います。発注者側のものについては、私は精神としては竹内座長のおっしゃるところであっていると思うのです。

竹内座長 それで、もちろんその受注者側の方も、局長がおっしゃるとおりで、その官が音頭を取って何とかというのはできないけれども、やはりそれはしかし、あった方が望ましいということとはたしかだと思うのですね、何らかの形で。

川崎局長 望ましいからと言ってよいかどうかというのはちょっと疑問に思います。

竹内座長 一本化ということも別に含んでいるわけではないです。

川崎局長 例えば、ちょっと私直感的に思い出す例は、記者クラブとかそういうものが一般的にありますよね。ああいうものについても閉鎖性がよく言われて、例えばかつては公表前の事前レクをやっていつまでは抑えて、いつから解禁とかというようなことをやったりしましたけれども、そういう制度がだんだん崩壊してきて、新しいところを参入するときに、逆にそういう団体があって、それに加盟することが条件みたいになったりすると、非常に閉鎖的になって、新規参入が難しくなるという議論がこれまで割と規制改革の議論であったかと思うのです。

ですから、その議論を頭に置きますと、今のお話というのが、業界が育ってほしい反面、あまりこれではなればいかな、一本化すべきということを使うのが、果たして規制改革の精神に合うのかなというところが、また別途議論が呼び起こされて、議論をややこしくしかねないかなというのが、ちょっと感じましたので。

竹内座長 いや、わかりました。別に無理に書いてほしいと申し上げているつもりはないのだけれども、現実としてはやはりそういうところがないと困ると思うのですよ。それは、ほかのものに対していえば、もう少し免許制があるところでは、医師会とか弁護士会とか、みんなあって、ばらばらではないですね。ただ、弁護士会は、幾つもあり、それは弁護士会としてあるわけで、これが弁護士会、全部ばらばらになっていたのでは、やはり困ることもあると思うのですね。だから、そういう意味では、言ってみれば国の窓口も1本なら、少なくともその1つでなくてもいいけれども、交渉するときに相手というのがいないと、どこに相手がいるのかわからないという状況では、それはやはり苦情に関してもやりにくくて困るのではないかと思うのですね。

だから、それは特にこういう未成熟な業界では、それは成熟していれば別にもう既にできているから、見てればわかるけれども、やはり未成熟な段階では、それが必要ですね。ただおっしゃるように、現在の世の中の議論の流れからすると、下手に買ってまた売りたいというか、それは自由競争を排除するものではないかという議論が出てきますけれどもね。

舟岡委員 そういう団体が統計調査の資格試験みたいなものを実施して、そういう資格を持っている人が数多く世の中にいるような状況ができれば、民間の調査はやりやすいでしょうね。

竹内座長 だから、そういう一種のライセンスができればね。それは調査員のことに関係するわけだね。調査員についても、現在は登録調査員みたいな制度をどういうように、これについてもそこに今後の課題として書いてあるので、やはりその登録調査員制度みたいなものをつくって、それを民間もきちんと利用して、そこにいる調査員なら信用できるという制度をつくった方がいいと思うし、それは民間もやる方の側としても、そういうものがある方がやりやすいと。そうでないと、一体信用できる調査員がどこにいるか民間会社だってわからないと思いますね。自分のところがいつも傘下に持っているようなのは、よほど大きな会社に限るわけですから。

舟岡委員 一人の不心得者がいることで資格停止を食らうと、これはかなわないでしょうし、リスク管理の点でもいいですね。

竹内座長 だから、そういう点でいいですけども、要するにその表現は難しいことはわかりますからね。あえて主張しませんけれども、やはりそういう意味では業界というものが成熟してこないと、本当の民間開放はできないと思います。

大橋委員 おっしゃるとおりだと思います。少し別の話ですが、こういう統計調査というのは、ある意味では国の仕事をやっている民間事業者がいたとして、国の仕事をやっているわけですから、そういう意味では政策金融の対象になっているのですかね、今。

竹内座長 そういうこともありますよね。

川崎局長 どうでしょうね。あんまり聞かないような気がしますが。直感的にはそれほど巨額な投資が要る事業でもありません。

大橋委員 投資というよりは、運営資金ですね。

竹内座長 そう、運営資金が、つまり調査員にお金を払って、国からの契約金が入るところの間に時間的なギャップがあると、その運転資金の問題は起こってくるかもしれませんね。これはどうせ支払いが済んでからでしょう。

川崎局長 それはそうですね。

竹内座長 そうすると、調査員に対する手当等はその前に払わないといけないのですよね。だから、現金が一時的にかなり要るということはあると思うのですよ。そのための調査、いろいろな雑用コストはありますからね。そうするとそれについて、ある程度運転資金の面倒を見ることができるかどうかというような問題も起こってくるわけです。

でも、そのときのある種の保護とか優遇みたいなことは、ここでは書けない。今の現在の社会状況では非常に書きにくい面があるのだけれども、やはりある程度そういう面はあるということは考えておかなければまずいかなと。

川崎局長 これは全く個人的な感想ですが、その民間開放を進めるために、国から何か政策金融なり、あるいは税制上の優遇措置があるというのは、何かその民間の活力を使うというのに官が介入すると、どうも自己矛盾になるような気がします。私はどうもどうやったらいいのかわかりません。

むしろやることがあるとすれば、レーティングみたいな制度とかですね、そういうものができたら本当はいいと個人的に思います。

例えば、この前も話題に出たと思いますが、統計調査士でしたか。

竹内座長 それは民間資格であります。

川崎局長 学会か何かでつくっておられるのがありますけれども、あのタイプの資格というのを、それからそれに実績を加味したようなものが、何か民間の団体の力でそういうものが伸びていってくれば、割と我々も応札された業者の評価をするときに使いやすいというのがあります。役所だけであそこはいい、悪いとか、評判とか、信用ということは、はかりきれないものがありますので、何か本当はそういう仕組みが民間で育ってくれたらなという願望はあります。

竹内座長 今、川崎局長がおっしゃったようなことは、どこかに書けませんか。つまり、民間業者の第一義の中で、その統計調査に生かすならば企業もありうるし、個人のあり得るわけですから、そういったようなレーティングみたいなものを設置してできることが望ましい。そういうことをできるときに、それを国が第三セクターみたいな形で援助をすることが、それは許されるでしょう。

川崎局長 ただ、そういう予算が通るかどうかという問題が最大です。

竹内座長 ええ、問題はあります。それで川崎局長がおっしゃるのは、現在の議論の流れとしてはわかるのですが、過去の流れを見れば、すべて民間を育てるということは、育てた上で、結局長い目で見ればそれが有効だったわけですね。初め無駄なこと、例えば技術について国が教えるとかいろいろなことがあって、それでいろいろとチェックしながら育てて、十分育てたところで完全に民間に開放してしまおうと、自由にすると。初めから子供の段階から放っておいたら、業者は育ってくれないという気がするわけです。そういう考え方、古いのかもしれないけれども、やはりそっちの方が自然ではないかと思って。

それで、まだこの統計調査に関していうと、まだ完全に、そのマーケティングの一部は別ですけれども、全体的にはまだ民間企業が完全に大人になっていないのが事実だと、率直に言えば思うのですよね。だから、そういう意味では、本当にある程度保護下に育てなければいけないけれども、保護下に育てなければいけないということをここに書いても、今の状況ではだめでしょうから書いてくださいとは申しませんが、

川崎局長 いずれにしても、せっかくのお話ですので、今のような議論を踏まえて、どういう書き方ができるか考えて、まずは原案づくりのところ竹内座長ともご相談しながら、案文をつくってみて、またほかの先生方にもお諮りするような形でというように考えております。

竹内座長 何かご意見ございませんか。

川崎局長 1点よろしいですか。先ほど舟岡先生のご指摘があった20ページのところですが、そこを私ども事務局の中でもどう扱おうかなと思っているところが1箇所あります。それは、20ページの一番下の黒ポツのところですが、インセンティブ及びディスインセンティブのあり方というところ。これは初め、結構やはりせっかく民間の競争関係の中で、考察して活動していただくのであれば、質が高まるようにインセンティブとかディスインセンティブのスキームを設けたらどうかという、相当いろいろなご議論をいただいたと思って、私自身も議論を振り返って期待していた面があるのですが、ある時期から逆に、例えば民間のヒヤリングなどでも、ふたをあけてみれば、へたをやるとディスインセンティブだけになるのではないかとか、あるいはそのインセンティブといっても、逆にそれをつけたがゆえに弊害が起こる危険もあるという議論も出たりして、ここのところは一体どういう書き方にしたらいいだろうかと思えます。ここのところはこういう書き方で、このまま今後検討すべき事項ということで載せる形でよろしいでしょうか。

竹内座長 やはり今、局長がおっしゃったように、このインセンティブ及びディスインセンティブのあり方であると、その後そのインセンティブやディスインセンティブを適切に供することによって、効率化に証するという事も考えられますが、しかし、それがまた副作用によって、かえって逆に公共の信頼性を落とす危険性もあるという指摘もあったので、慎重な検討を要するというように文章をつけたらどうですか。

飯島課長 具体的に23ページの一番下の口というところ、成果に応じた誘因のあり方というところですが、もう少し細かく書いてございまして。先ほど申しましたが、若干両論併記的なトーンにしておるわけですけれども、こういう書き方でいいのかどうかということについて。

川崎局長 私は黒ポツだけ申し上げましたが、むしろ文章の方をご覧いただければよろしいか

と思います。こちらの23ページの方ですね。

竹内座長 ですから、この文章について、この中に効果的かどうかを検討することが必要であると。しかし、同時にそういうことが逆効果というか、副作用を生ずる危険性もあることも含めて、というようなことにした方がいいのではないのでしょうか。その次には、そういうことは書いてある。「他方、金銭面で」と24ページには書いてありますね。

飯島課長 ええ、一応両論書く形では書いたと思うのですが、そういう形でいいのでしょうか。

竹内座長 家計消費状況調査においてというようなことが、ここにいきなり入っていますが、ここには入れない方がいいのではないですか。急に他方といきなり、そのまますぐ他方で金銭面云々というようにした方がいいのではないですかね。

家計消費状況調査について回収率の目標が、十分な回収率の向上できないという、これはやはり何ですか、不正行為があったということに対することが、一般に伝わったことによる心理的というか、そういう影響が大きいと思いますから、この話はここに入れない方がいいと思いますが。

川崎局長 少し割り込んでいる感じがありますね。

竹内座長 家計消費状況調査はほかに書いてありますからね。

舟岡委員 そうすると、もし入れるとしたら、家計消費状況調査において、状況下においてを除いて、必要性はうかがえるとするのはいかがでしょうか。家計消費状況調査においては、このことが課題となっているとかとすればいいでしょう。

竹内座長 けれども、その家計消費状況調査でいうと、新しいインセンティブを設けることが効果的かどうかというのは、少し問題です。家計消費状況調査の回収率が回復できないというのは、そもそもやはり不正事件が起こったことの余波だと思います。だから、それはそういうことが起こっては絶対いけないということの例であって、だから何かインセンティブを入れたいということにはならないと思います。

舟岡委員 でも切りかえたときに、協力拒否が出たのです。

竹内座長 だから、それはやはり切りかえたときに、なぜ切りかえたかということが伝わって、そんなことじゃいやだよということが随分増えたのではないかと思うのですが。一番大きいのはやはり信用を落としたことだと思います。だからとにかくこの文章はほかに回していただいて。

舟岡委員 個人企業経済調査で、費用に見合った回収率・精度しか見込まれないことが、ある程度明らかになりました。家計消費状況調査もそうだろうと、私は理解しています。という

のは、1社で受託しますと共通のインフラを活用できますが、2社に分担させても予算額は変わらないでしょう。ということは、2分の1ずつ担当したときに、フィックス・コストが大きくなりますから他の費用は節減せざるを得ない。

竹内座長 だけど、それはわかりますけれどもね。それはそれで重要なポイントだけれども、それはインセンティブということとは違いますよね。そもそもコスト以下で押しつけたら、ろくなことはないというのは、どこかに書いたはずですから。

舟岡委員 それはそのとおりです。

竹内座長 だから、ここには入れない方がいいでしょう。特に論理の流れからして、この3行は取っていただいて、もしこのことを入れるならば、家計消費状況調査を回復するためには、そういうことも必要だということを入れてもいいと思いますけれども。

大橋委員 少し整理して言えば、私は20ページの最後の「インセンティブ及びディスインセンティブのあり方」という事項ですね、これはこれまでいろいろ議論したけれども、なかなか詰まらないところがあったということで、今後の検討事項として、この表現どおり残しておいてもいいと思います。

竹内座長 そうですね、後ろでやりますからね、その実際の内容はね。

大橋委員 それで23ページの の口以下の文章についても、やはりいろいろ検討する立場があり得るので、両論併記的な表現で結構、だからこそこれから少し詰めば、検討していこうという意味合いが出てきますから、こういう表現でいいだろうと思います。

竹内座長 私はその大橋委員のご意見に全く賛成ですけれども、ただ私が申し上げたいのは、23ページの最後の家計消費状況調査の話ここでは入れない方がいいでしょうという決定だけなんです。

川崎局長 確かに改めて読んでみますと、ここの部分は家計消費状況調査で、何か実際にインセンティブ・ディスインセンティブをやっているわけではないし、そのインセンティブ・ディスインセンティブについても、まだ効果がどうなるかわからないという議論がこの前後にはある中で、ここに入るのは、家計消費状況調査の文章が、ロジックに割り込んでいる感じは確かにあるなという気はします。

竹内座長 しかも、一方、「効果的かどうかについて検討することが必要である」で、すぐ「他方」につながった方がいいと思うのですよ、文章として。

川崎局長 両方が対比するような感じですね。その方が、論旨がすっきりするように思いますが、もし先生方がそれでよろしければ、その方向でも結構かと思いますが。

竹内座長 要するに、「家計消費状況調査において」という文章を、次の24ページの一番上まで1つの文章をそっくり取ってしまって、そしてその「他方」というようにすぐつなげた方がいいと思うのですよね。

舟岡委員 「他方」も取ってしまうのですか。

竹内座長 いえ、「他方」というところにすぐつなげる。その前の「検討することが必要である。他方」とすぐ次のパラグラフでいいんですけれども。「求められる水準の達成に効果的かどうかについて検討することが必要である」と23ページの最後にありますね。それで「他方、金銭面での誘因を設定することで、かえってメイキング等の不正行為を招いたり」と。

舟岡委員 でもそれだと、「他方」の前の受ける文章が対比していないでしょう。

竹内座長 どうして。

川崎局長 何らかの誘因を受けることは考えられるということがあって、それに対しての他方ということではいかがでしょうか。

竹内座長 それでいいのではないですか。だから、つまり誘因を設けていれば、その水準の達成に効果的ではないかと。効果的かどうかという、効果的ではないかということでも官で検討する必要はあるけれども、他方、やはりそんな誘因をへたに設けると、かえって悪いこともあるかもしれない、という表現だから文章としてはおかしくないと思います。

川崎局長 それでは座長、このことに関しては、要は両論併記ということの大きな方向はいただいておりますので、今の竹内座長、舟岡委員それから大橋委員のご意見を踏まえて、つながりのいいような格好の、他方というキーワードで前後が対比的になるような表現をどうしたらいいかということも含めて、そのかわり、家計消費状況調査においてというパラグラフは除く前提で、もう少しこの文章を整備してみたいと思いますので、そのようなことでよろしいでしょうか。

竹内座長 それで、就調の仕様書モデルについての報告ということは、この議事進行表には書いてありますけれども。

土屋委員 すみません、6で言いたいことがあったんですけども。

竹内座長 どうぞ。

土屋委員 多分、この研究会が始まったときは、民間委託すると、官で信用を持ってやっていた調査が民だと信用ならないという対象者の方の心配が主だったのが、試験調査を経るに従って、事業者の方にだんだん重心が移っていったと思います。ただ、やはり対象者の方のことについても最後は触れておくべきだと思うのです。例えば、広く国民に民間開放について理解

してもらおうための広報とか、PRというようなことです。意識調査の結果では42%都道府県がいいという結果が出ています。こういう結果を踏まえた上で、民間開放に当たって国民の理解を得る手段も検討していかなければいけない。そういうものも検討事項の1つとして大きくあるのではないかと。

竹内座長　そうですね。

土屋委員　研究会が始まった最初のころはそれを心配していたのが、いつの間になくなってしまっているのです。

竹内座長　土屋委員のおっしゃることはわかります。多分こういうことだと思うのですね。その調査対象の側の理解を得ることは非常に重要であって、それについてはまともにきちんとやれば、必ずしも心配すべきことではないというような感じが、多分この試験調査や何かの印象だと思うのです。ただ、もちろんその努力は大いに必要だと言うことだと思うのです。そこが非常に重要な障害になるとは思われないという気がしました。

舟岡委員　大橋委員にはお叱りを受けるかもしれませんが、要するに、国民のこういうものを受け入れる意識が十分に熟成することに合わせて実施することが、本当は適切であるということです。まだ意識調査の結果からは、民間が実施することについてかなり危惧する回答が多いですね。

竹内座長　ただ、僕の印象では、まだ十分熟成されていないけれども、そこが重大な障害になるような段階、状況ではないという気がしています。だから、注意しながらやっていくことは可能だという状況だと思います。つまり、民間がやったら一遍にガタンと落ちてしまうというようなことにはならないという印象です。

舟岡委員　ただし、今回の試験調査は企業対象で、個人・世帯対象には同様な試験調査はまだ行っていませんよね。

竹内座長　ですから、十分注意する必要はあります。土屋委員のおっしゃったことは何かの形で書いた方がいいと思います。十分注意しながらやっていく必要があるということは書いた方がいいと思いますが、それがすごく重要なマイナス、障害要因だという危険性を初めは考えていたわけだけでも、それは必ずしもそうでもないというのが僕の印象です。それこそ家計消費状況調査がいい例で、妙な一種のその何かどこかでとんでもない事件が起こると、それでもう一遍にだめになってしまうということはあるかもしれませんが。

ただ、その点、土屋委員がおっしゃったことは書いておいていただけますか。

川崎局長　そうですね。何か対象者への周知や対象者への意識への配慮というようなことを

入れたいと思います。それが必要であるというような重みで。文章については土屋委員、それから竹内座長とご相談した上でつくってみたいと思います。

竹内座長 それで就調の仕様書モデル例というのは、説明が必要ですか。

飯島課長 では、簡単にご紹介だけさせていただきますが、委員限りということで1枚紙のペーパーをお配りしております、合わせて参考として第11回の研究会で使いました資料もつけております。それで以前に研究会でお渡ししたこの入札説明書モデル例と、後半のところには仕様書モデル例、これでご議論いただいたわけですが、現実に試験調査の結果、あるいは地方公共団体等いろいろ今、話し合い、意見交換などもしております、そういうことも踏まえて、その1枚紙のペーパーにあるような、その検討の方向性ということで、幾つかのポイントについて修正を検討しているという状況です。

それで、入札説明書モデル例につきましては、まず入札方式が総合評価方式、地方の小さな規模の契約において、総合評価方式を導入していない、あるいは事務的な手続の労力が大きいといったような意見、実情がありまして、競争性、透明性、公平性が確保される方式として、例えばその企画競争を行った後に、最優秀者と随意契約をするといったような方式なども当面は考えられるのではないかとということで検討しています。

それから、業者の実績要件ですが、当初の案では過去2年間に訪問個別調査を行ったことがあるという条件にしておりましたけれども、これは精度の確保とか、契約移行上、必要と思われる状況ではありますけれども、現実的に業者の確保が困難となる場合も想定され、契約の成立そのものができるかどうかという懸念があるという地方からの意見もありまして、期間については再考するというのも必要ではないかと考えています。

評価項目としては、経験の評価点を重くする必要があるのではないかと。

仕様書につきましては、質の取り扱いですけれども、これは先ほどありましたが、直ちにその金銭的なインセンティブの導入は難しいということで、ペナルティーは盛り込まない方向で検討する必要があるのではないかと。

それから、モニタリングにつきましては、それぞれの調査の性格に応じて手段を検討していくということと、それから業者からもらう報告ですけれども、試験調査の状況などを考えますと、調査票の配布段階とか、回収段階でも逐次、状況報告が必要ではないかと。そういうような幾つかのこういう点につきまして、以前にごらんいただいたモデル例の修正を現在検討しているという状況です。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

竹内座長 これは議論していただく時間がないと思うのですが、その仕様書のモニタリングのところを見て気になったのは、市が求めた場合に、受託者の承認を得て受託者の業務の実施状況が本契約に従っているか確認することができるということですが、これ、受託者の承認を得ないといけないのですか。つまり、チェックしようというときに、受託者が嫌だと言ったらそれでおしまいですか。チェックというのは、承諾を得てするものではないという気がします、原則として。

舟岡委員 先程の報告書の内容と違いますね。

土屋委員 抜き打ちもできるようにということですね。

竹内座長 あるいは事前の通告ぐらいはするということであってもいいけれども、受託者の承諾を得てということであれば、嫌だと言われたらそれきりになってしまうでしょう。それはまずいのではないのでしょうか。

飯島課長 そうですね。

竹内座長 実は本当の抜き打ちは、あまりにもやぶからぼうで困るというのであれば、事前に通告した上でもいいですけども。明日行くよということは言ってもいいけれども。事前の承諾を得ていて、「いや、来るなら1カ月後にしてください。その間に全部、書類を作り直しますから」と言われたら困りますからね。

事務局 すみません、お出しした資料は11回の研究会に出したものをお出ししているものですから、そのときにいただいたご意見は反映していない形のもので。

竹内座長 わかりました。では、そういう形にしてください。それではこれについて議論していただく時間は余りありません。実は事務局からのご連絡というか、実は今後どうするかということについてももう1回開かせていただきたいということなんですけれども。残業みたいに残ってもう1回出席していただくということにしていきたいのですけれども、皆さんの方でその点お差支えはどうでしょう。それはだめだとおっしゃる方がいれば、それはもう無理だと思いますので、次にはもうおいでいただくということをお願いしなくてもいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。私は全然構わないのですが。

いかがですかね。もう1回ぐらいはよろしいでしょうか。

川崎局長 もしご無理でなければ、ぜひよろしくお願いいたします。本当に何とかして年度末までに納めたいと思っていたのですが、どうしても本日の議論もありますので、もう一回整理してご確認いただいて、世に出したいと思います。大変これまで本当に精力的にご審議いただいて、さらにお願ひするのは本当に申し訳ないのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

竹内座長　ということで、よろしくお願いいたします。今日ご欠席の方にも、そういう点で
ご了解は得たいと思いますけれども。ご了解を得ると言っても、ご了解しないと言う方がおら
れたら、それは仕方がないので、この次に出ていただくことを無理にはお願いできないと思
いますが。

ということで、もう1度研究会を開催させていただきたいと。それによって、最終的に報告
書を仕上げたいと思います。では事務局から日程についてお願いします。

飯島課長　予備の日、念のためということで既にご連絡差し上げたかと思いますが、今のお
話でもう一回開催させていただくということで、実施させていただきたいと思っております、
4月16日月曜日、午前10時から、これが最終回になろうかと思いますが、研究会を開催させ
ていただきたいと思います。開催場所は追ってご連絡差し上げたいと思いますので、どうかよ
ろしくお願いいたします。ありがとうございます。

竹内座長　ということで、もう1回よろしくお願いいたします。今度はもう全部本当におしまいにし
ますから。よろしくお願いいたします。

それでは、15回の研究会は以上で終わらせていただきます。